

# 令和5年度 課の運営方針書

健康医療部 保険年金課

## 1 課の運営方針

### 【課の使命】

市民のだれもが安心して健康的に暮らせるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度を適正かつ安定的に運営します。また、市民にとって最も身近な国民年金の窓口として各種申請の受付や相談などを的確に行うとともに制度の周知・広報に取り組みます。

### 【課の目標】

- ①国民健康保険における医療費適正化に取り組みます。  
生活習慣病予防のため、健康づくり推進担当課と連携し、特定健康診査・特定保健指導の実施や受診促進に取り組みます。
- ②健全な国民健康保険財政維持のもと、基金の効果的な運用に取り組みます。  
国保財政の安定的な運営、国民健康保険基金の有効活用について研究・検討します。
- ③国民健康保険における適用適正化に取り組みます。  
資格喪失未届者への届出勧奨や居所不明者の調査等を、納付指導員を活用して進めます。
- ④国民健康保険、後期高齢者医療に係る保険料の収納率向上に取り組みます。  
収納担当課との連携による収納対策や納付指導員による口座振替の推進等によりさらなる収納率向上に取り組みます。
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。  
介護保険の地域支援事業、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保健事業を、関係課と連携して一体的に実施し高齢者の健康寿命延伸を図ります。

### 【行財政改革への取組み】

- データヘルス計画に基づき、特定健康診査の未受診者対策や生活習慣病の重症化予防対策を実施し、健康寿命の延伸、医療費適正化を図ります。
- 第2期データヘルス計画による事業実施の評価を踏まえ、第3期計画の策定に取り組みます。
- 保険料徴収担当課との連携を強化し、保険料収納率の更なる向上を図ります。
- 医療費適正化や収納率向上への取り組み強化をインセンティブ措置に係る補助金獲得にもつなげ、安定的な国保財政運営を図ります。

## 2 担当(係)の使命(果たす役割)

- 【給付担当】国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の疾病や負傷等に際し、必要な保険給付を行います。
- 【賦課担当】国民健康保険、後期高齢者医療制度における資格管理及び保険料賦課を適正に行い、制度を安定的に運営します。
- 【医療費適正化担当】保健事業等の実施により生活習慣病予防を図るなど、医療費適正化を推進します。また、補助金等の適正な申請に加え、有利な補助金獲得をはじめ、国保財政の健全化に向けた研究、検討に取り組みます。
- 【年金担当】国民年金制度の広報、各種申請の受付や相談を行い、円滑な制度運営のもと市民生活の安心に寄与します。

## 3 課の経営資源

### (1) 課の体制

職員数	33 人	うち	正職員	21 人	・	会計年度 任用職員	12 人	人件費	正職員	149,163 千円	会計年度 任用職員	21,209 千円
-----	------	----	-----	------	---	--------------	------	-----	-----	------------	--------------	-----------

※R3職員平均給与( 7,103 千円)ベース

※予算計上額

### (2) 事業規模

歳入予算額	17,427,298 千円	歳出予算額	21,515,839 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	43 事業
-------	---------------	-------	---------------	-------------	---------	-------

## 4 課の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	9 都市経営 3 効率的かつ効果的な行政マネジメントの推進 3 健全な財政運営	医療費適正化や国民健康保険基金の効果的運用などの取り組みにより、持続可能で健全な国保財政とします。 （目標 インセンティブ措置に係る補助金の獲得）
2	5 福祉・健康・医療 4 健康づくりの推進 2 特定健康診査・がん検診の推進	特定健康診査の受診推進により生活習慣病の予防を図ります。 （目標 特定健診受診率：60%）
3	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 1 適正な行政サービスの提供	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金に関する情報発信や申請・相談の受付体制充実に取り組み、適正で安定的な制度運営を行います。
4	5 福祉・健康・医療 4 健康づくりの推進 1 健康寿命を延ばす健康づくりの推進	介護保険の地域支援事業、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保健事業を、関係課と連携して一体的に実施し高齢者の健康寿命延伸を図ります。 国民健康保険被保険者の重複・頻回受診に対し訪問指導等を実施し、適正な受診、医療費適正化を図ります。